

私の意見

規制委員長発言『南海トラフ「前兆」で原発停止指示も』に見る 規制バランスゆがみ

平成 30 年 12 月 13 日

「エネルギー問題に発言する会」会員 大野 崇

平成 30 年 12 月 12 日の定例記者会見で、「南海トラフ巨大地震の震源域で前兆となる大地震が起きた場合に、原子力施設の利用停止を求める可能性は十分にある」と述べたという翌日の読売新聞朝刊を見て一瞬目を疑った。

政府の中央防災会議の作業部会が、前日にまとめた「巨大地震発生の可能性のある南海トラフ震源域で前兆と疑われる異常現象が起きた場合の対応方針」に対する記者質問に答えたものである。

南海トラフ震源域は東海沖から九州の海底に延びる溝状の海域トラフで、東海地方を襲う東海沖地震、紀伊半島が被災する東南海沖地震、四国で起こる南海沖地震の連動した発生が懸念される。作業部会の方針は、震源域の東西の半分でマグニチュード 8 級の地震が起きた場合、被害がない残りの半分の住民も 1 週間程地域度避難するという内容である。

更田委員長は、「東日本大震災の際は自然災害によって非常に多くの方が亡くなり原子力の事故が重なった。だから、自然災害に備えるために住民の方の移動を伴うような防護策が必要となった段階では、原子力施設に起因する懸念を十分に下げため手動で停止させておく必要がある。」と答えている。さらに、「北海道の地震のように地域が大規模にブラックアウトするようなおそれがあり、施設はびんびんしていて、事業者がどうしても原発をとめたくない、という場合でも停止命令を出すのか」という記者の追加質問に対し、「その場合でも必要」と答えている。

本当に原子力規制委員長委員長の発言かと目を疑った。電力供給は社会インフラ確保の根幹であり、災害時に地震に最も強い原子力を真っ先に手動で停止させることが大停電を招き社会リスクをどれほど高めるかを理解しているのかと思うからである。

- ・原子力施設に起因する懸念を下げるといっているが、東電福島第一発電所事故を受け、新規制基準で南海トラフ地震はもとよりさらに厳しい耐震条件を原子力発電所に課し耐震設計強化を図ったのではなかったのか。それだからこそ再稼働を許可したのではなかったのか。それとも不十分な審査をしていたとでも言うのだろうか。

委員長の発言に従えば、四国沖で地震が発生した場合、東海地震の連動発生を懸念して浜岡原子力発電所の強制停止命令を下すこととなるが、東海地震が連動発生した場合は他の発電所は地震に強くないので大停電を引き起こし返って社会混乱をもたらす。

委員長の不用意な発言は原子力規制委員会の信頼を失墜させるもので、今の原子力規制委員会には本来の規制姿勢を欠くといわざるを得ない。前の田中委員長の、「新規制基準に適合しても安全とは言えない」との発言に相通ずる。原子力規制は原子力発電所

を停止させることではない。原子力発電所を安全に運転させることにある。

- ・災害時に電力供給の責務を果たしたいとする電力会社の意向に優先させて原子力発電の停止命令を行うとの発言は、原子力規制委員長に停電による透析患者の死亡等の他の社会リスク発生の概念が欠落していることを示している。

平成 30 年 9 月に起きた北海道全域大停電時にも泊原子力発電所の再稼働認可遅れに対する記者質問に対し同じような発言をしている。「・・・泊発電所の、現在審査中ではあるけれども、今回の地震を受けて泊発電所の許可を急がなければならないとは毛頭考えていません。・・・規制委員会が電力供給の状況に自分たちの判断を左右されることは全くないし、また、それによって大きな事情の変化だとも捉えていません。」

委員長は、安全規制に社会的リスクは一切考えるべきでないと思っているようである。米国は大停電時に病院で死者が出た経験をしており、米国の NRC では社会的リスクも考慮して地震時に原子炉を停めるべきか否かの議論がなされている。停めることだけが規制ではない。

原子力規制委員会は 1 日でも早く合理的な規制に目覚めて欲しい。

以上